

令和7年度北谷町コミュニティバス中間評価業務 仕様書

1 業務名 令和7年度北谷町コミュニティバス中間評価業務

2 業務の目的

北谷町コミュニティバス（通称「C-BUS」）は、令和4年度北谷町コミュニティバス実証運行評価に基づき、令和5年度から条件付き本格運行（評価に基づき目標値を下回る場合は廃止・代替案を検討）を開始している。

令和4年度北谷町コミュニティバス実証運行評価においては、北谷町コミュニティバスの評価指標として短期目標や中・長期目標を定めており、令和9年度を最終評価年度とし、令和7年度はその中間評価を行うこととしている。

本業務においては、北谷町コミュニティバスの利用状況や満足度に係る調査・分析を行い、北谷町コミュニティバスに係る中間評価を行うとともに、令和9年度における中・長期目標の達成に向けた北谷町コミュニティバスの運行改善策や目標達成が難しい場合における代替案等の検討を目的とする。

3 契約期間 契約の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

委託業務の内容は次の各項目のとおりとし、各業務の実施方法等は提案者の高度な知識や専門的な技術を最大限活かせるよう提案によるものとする。

(1) 北谷町コミュニティバスの利用状況等の分析・評価（量の評価）

北谷町コミュニティバスについて、本町が提供する次のデータをもとに、利用状況や運行状況、収支等を分析・評価すること。

【本町が提供可能な主なデータ】

- ・利用者属性（性別、年齢）
- ・利用実績（予約日時、乗降日時、同乗人数、乗降場所、利用回数、予約キャンセル）
- ・運賃等収入内容及び本町支出内容

※利用者属性と利用実績は、令和5年10月以降のデータで、CSVデータで提供

※本町で使用しているシステム：チョイソコ（株式会社アイシン）

(2) 北谷町コミュニティバスの満足度等の分析・評価（質の評価）

ア 町民アンケート調査

18歳以上の町民を対象に、公共交通に関する利用状況や意識・要望、将来の方向性等を把握するため、郵送配布、郵送回収等によるアンケート調査を実施し、分析・評価すること。また、提案にあたってはアンケート取得数の目標値やアンケート取得方法等を提案すること。

【参考：住民基本台帳法による北谷町の世帯人口（令和7年7月末時点）】

・世帯数 13,459 世帯 ・人口 29,146 人

詳細については、次のURLまたは右二次元バーコードから町HPをご確認ください。

<https://www.chatan.jp/choseijoho/tokei/jinko.html>



イ 北谷町コミュニティバス登録者アンケート調査

北谷町コミュニティバス登録者を対象に、利用特性（利用有無、利用目的、頻度）や利用しない理由、運行サービス満足度及び改善して欲しいサービス等を把握するため、郵送配布、郵送回収等によるアンケート調査を実施し、分析・評価すること。また、提案にあたってはアンケート取得数の目標値やアンケート取得方法等を提案すること。

【参考：北谷コミュニティバス（令和7年7月末時点）】

・登録者数合計 3,745 人 ・利用経験者数合計 1,419 人

・令和7年7月実利用者数 352 人

・令和7年7月予約実績件数 1,714 件

ウ 関係者へのアンケート調査

町民アンケート調査や北谷町コミュニティバス登録者アンケート調査の内容を補完できるよう運行事業者等の関係者へアンケート調査を実施すること。

(3) 各種会議の開催支援

次の会議開催にあたり、資料作成、議事録作成など、必要な支援を行うこと。

ア 庁内検討委員会（2回以上）

イ 北谷町地域公共交通活性化協議会（必要に応じて開催すること）

(4) 北谷町コミュニティバスに係る評価及び運行改善策または代替案の提案

各業務から得られた分析結果をもとに、令和4年度北谷町コミュニティバス実証運行評価において設定された北谷町コミュニティバスの評価指標の達成状況を評価し、上位計画である第六次北谷町総合計画や北谷町都市計画マスタープランとの整合性を図りつつ、北谷町コミュニティバスの運行改善に向けた提案や北谷町コミュニティバスに代わる代替案の提案を行うこと。また、クロスセクター効果についても算出すること。

(5) その他追加提案に係る業務

委託業務内容とは別に、提案上限額の範囲内で本事業の目的を達成するために効果的だと見込まれる調査を追加提案することも可能とする。

なお、追加提案に当たっては、その経緯、理由、効果等を記載すること。

5 成果物

提出する成果物は次のとおりとする。

- (1) 報告書A4版 30部（フラットファイル綴じ）
- (2) 報告書データ
- (3) その他関連資料一式（アンケート集計データ等）

6 その他

(1) 打合せ協議

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切りや業務完了時等において、委託者と業務内容等に係る意見交換等の打合せ協議を都度実施するものとする。

(2) 経費対象及び帳票取扱

本業務の実施に係る一切の経費（人件費、消耗品費、通信運搬費等）は契約金額を含む。また、経費支出における見積書、契約書、請求書等の支出関連帳票は、本町からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存すること。

なお、支出関連帳票については、業務終了後、整理して本町へ提出すること。

(4) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施される業務項目は本業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるとき、受託者は本町と協議することができる。

(5) 契約不適合責任

本事業における請負業務に関しては、契約不適合責任が生ずる。

(6) 個人情報の取扱い

本業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもとで取り扱

い、本業務の目的以外には使用しないこと。個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(7) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託することはできない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本町へ報告し、承諾を得ることとする。

(8) 業務成果の帰属等

ア 取得財産及び著作権の帰属

本業務で取得した全ての財産は、原則として本町へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、本町へ帰属する。

ただし、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権は除く。

イ 著作権等の処理

第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、本町は責任を負わない。

(9) 双方協議

本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、本町及び受託者双方協議のうえ決定する。